

◆施設記入欄

継続・新規	番号	
-------	----	--

◆以下、保護者記入欄

(施設名)	児童氏名	(令和 年 月 日)
	申立者の児童との関係	父・ 母 ・祖父・祖母・その他()

- ※ 申請中の場合は、第1希望の施設名を記入してください。
※ 申請児童が2人以上いる場合は、人数分を用意してください。(コピー可。)
※ 母子手帳の写し等、出産(予定)日の分かる書類を添付してください。

出産(産前・産後)の認定にかかる申立書

令和 年 月 日

住 所

氏 名

令和 年 月 日に出産(予定)のため、保育を必要とする事由を妊娠・出産として申請します。
この申請にあたり、認定期間が出産(予定)日の2カ月後の月末までとなることについて、異議はありません。なお、出産での認定期間終了後の予定としては、次のとおりです。

【 認定期間の終了後の予定について(確認事項) 】

☐ 認定期間の終了後、保育所等の継続利用を希望する予定です

- 次のうちから、継続利用を希望する理由を選択してください。
☐ 育休取得 ☐ 就労 ☐ 就学 ☐ 求職活動 ☐ その他()
- 次のうちから、出産する子の保育予定を選択してください。
☐ 保育所等を申込 ☐ 祖父母が保育 ☐ 就労しながら保育
☐ 職場内託児施設を利用 ☐ その他()

※ 認定期間の終了後、保育所等の継続利用をする場合は、「申込事項変更届」の提出が必要です。ので、認定終了月の15日までに利用中の施設で手続きしてください。

☐ 認定期間の終了後、保育所等の継続利用を希望しない予定です

- 利用終了月の15日までに、保育所等へ退所届を提出してください。

【 妊娠・出産の認定に関する注意事項 】

・ 「利用希望日が属する月が、出産月またはその前後2カ月の間に該当する場合」は、産前休暇の開始日に関係なく、妊娠・出産の要件での認定となります。

※ ただし、就労等の「妊娠・出産要件を上回る指数の認定要件がある方」は、その要件を証明する書類を提出していただくことで、利用調整(入所選考)の際の基準事項の指数を変更できます。

・ 令和5年度以前は、妊娠・出産の要件で利用開始した場合には、認定期間の終了で利用施設は退所(または再度の申請による利用調整)としていましたが、令和6年4月以降、この取扱いを廃止し、継続利用を希望する場合は、再度の申請・利用調整を要せず継続利用できることとしました。

※ ただし、妊娠・出産の認定期間の終了後に育休取得する場合は、取得する育休期間が「生まれた子の1歳の誕生日の前日まで」である場合に限り、継続利用できます。(これを超えて育休取得した場合は、妊娠・出産の認定期間の終了後に退所となりますので、ご注意ください。)